

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）大和跡地拠点施設整備事業

所在地 上越市本町4丁目4番8号

設置者 株式会社イレブンビル

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成24年2月28日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

街並みづくり等への配慮等

- ・当該敷地内の建築物等の規模が延べ面積500平方メートル又は高さが13メートルを超える場合は、事前に景観の届出をいただきたい。
- ・上越市環境色彩ガイドラインなど行為の基準を遵守していただきたい。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

7 縦覧期間

平成24年7月6日から平成24年8月6日まで